

令和8年度金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業補助金交付要綱
(金融機関独自メニュー)

令和8年3月26日 7産労総国第1408号

(交付の目的)

第1条 この補助金は、都内中堅・中小企業等の経営をサステナビリティに配慮したものへと転換を促すため、東京都（以下「都」という。）と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」を締結した金融機関が取り扱う連携金融機関が独自に設定するSDGs関連融資メニューによる融資の実行に当たり、必要となる費用の一部を支援するものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

一 連携金融機関

都と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」を締結した金融機関

二 金融機関独自メニュー

連携金融機関が独自に設定するSDGs関連融資メニューのうち都が別に定める方法により選定したもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第5条第2項に定める融資先が支払う金融機関独自メニューによる融資に係る融資手数料等のうち別表に掲げるものであって、都が必要かつ適切と認めたものとし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 融資先1社当たりの交付額は、補助対象経費から同一の融資に関して国や他の地方公共団体等から交付を受けた補助金又は助成金の額を控除後、別表の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額と第2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額とする。

(交付の対象)

第5条 補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、連携金融機関とする。

2 第3条の融資先は、次に掲げる要件を全て満たす中堅・中小企業とする。

一 登記上の本店が都内にある法人であること。

- 二 東京証券取引所プライム市場に上場していないこと及び東京証券取引所プライム市場に上場する企業が実質的に経営に参画していないこと。また、不動産投資法人はJ-REITに上場していないこと。
- 三 次条に規定する期間内に連携金融機関から補助金の交付対象となる融資の実行を受けたこと。ただし、金融機関独自メニューの選定後に限るものとする。
- 四 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- 五 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- 六 公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと。
- 七 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営んでいないこと。

（補助対象事業期間）

第6条 補助対象事業期間は、この要綱の施行日から令和9年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 本補助金の交付を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる書類を都に提出し、本補助金の交付を申請するものとする。

- 一 補助金交付申請書（様式第1）
- 二 事業実施計画書
- 三 印鑑証明書（直近3か月以内に取得したもの）（写し）。ただし、郵送により申請する場合に限る。
- 四 その他都が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、令和8年9月30日までに事業を開始する計画がある場合には、当該年度に必要と見込む補助金額を半期ごとに算出して行うものとする。
- 3 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第4による変更交付申請書を都に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 都は、補助金交付申請書又は変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書又は様式第3による変更交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、負担金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の支払)

第9条 前条第1項の規定により決定した補助金は、概算払により、半期ごとに分割して支払うものとする。ただし、第14条第2項の規定により前期から繰り越した額があるときは、これを差し引いて支払うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第5による補助金請求書を都に提出しなければならない。

(交付の条件)

第10条 補助金の交付の決定には、以下の条件が付されるものとする。

- 一 都は、本事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、本事業の経理について調査、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 二 補助事業者は、都が必要と判断した調査やデータ等の提供を依頼した場合は、これに協力するものとする。
- 三 補助事業者は、本事業の遂行の状況について、都の要求があったときは速やかに都に報告しなければならない。
- 四 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称、住所又は役員等の変更が生じたときは、遅滞なく都に報告しなければならない。
- 五 補助事業者は、本事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を本事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、都の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくなければならない。
- 六 都は、調査等の結果、補助対象事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命じることができる。この場合において、補助対象事業者がこの命令に違反したときは、都は、当該補助対象事業の一時停止を命じることができる。
- 七 都は、調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

(申請の撤回)

第 11 条 補助事業者は、第 8 条の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付の申請を撤回することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の交付の申請を撤回するときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日以内に様式第 6 による届出書を都に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、第 9 条の規定により分割して概算払を受けたときは、令和 8 年 10 月 15 日までに様式第 7 による実施状況報告書を都に提出しなければならない。

2 補助事業者は、本事業が完了したとき又は事業期間が満了したときは、その日から起算して 15 日を経過した日又は令和 9 年 4 月 15 日のいずれか早い日までに様式第 8 による実績報告書を都に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 都は、前条第 2 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 9 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 都は、交付決定額の範囲内で交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の精算)

第 14 条 補助事業者は、第 12 条第 1 項の実施状況報告書を提出したとき又は前条による交付額の確定の通知を受けたときは、速やかに様式第 10 による精算書を提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 8 条第 1 項の変更交付決定又は前項の精算書により返納すべき額があるときは、納入通知書により納付しなければならない。ただし、分割して概算払を受けた場合で、次の半期の交付予定額があるときは、精算書に記載することで、その差額を返納すべき額とし、残額を繰り越すことができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 都は、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当すると都が認めた場合は、第 8 条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 補助事業者が、法令等又はこの要綱に基づく都の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付決定後に生じたやむを得ない事情により、補助対象事業の全部又は一部を継続できなくなった場合

2 前項第四号の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要な
た事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することが
できる。

- 一 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- 二 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払
に要する経費

(補助金の返還)

第 16 条 都は、補助事業者に対し、前条の規定による取消しを行った場合において、
既に交付を行った補助金があるときは、当該補助事業者に対し、期限を付して当該
補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 17 条 都は、補助事業者に対し前条に規定する返還請求を行ったときは、当該補
助事業者に対し、補助金の受領の日から納付の日までの日数（都の事務処理に係る
期間として都が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額（その一部を納付した場
合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセ
ントの割合を乗じて計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）の支払を命じ
るものとする。

2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における、前項の規定の適用につ
いては、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、
当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に
達するまで順次遡及し、それぞれ受領の日において受領したものとする。

3 都は、補助事業者に対し、前条の規定により補助金の返還を請求した場合であっ
て、当該補助事業者が、都が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある
場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助事業者に対
し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パ
ーセントの割合を乗じて計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）の支払を命じ
るものとする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第 18 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定
の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領し
たものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還
を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領し
たものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の
納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当
該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

3 前条第3項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第19条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、都の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(調査等)

第20条 都は、本事業の適切な遂行を確保するために必要な範囲において、補助事業者に対し、事業に関する報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 都は、本事業の効果分析等のために必要な範囲において、補助事業者に対し、データ提供、セミナーやホームページ等での事例発表、アンケート調査等を求めることができる。

(補助内容等の公表)

第21条 都は、補助事業者の名称、代表者名、補助内容、補助対象となった融資に係る融資先の名称等について、公表することができるものとする。

(秘密の保持)

第22条 都は、補助事業者がこの要綱に従って都に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う目的でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年9月29日規則第141号）、及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の定めるところによる。その他、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、都が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
融資先が支払う金融機関独自メニューに係る融資手数料等のうち、通常の融資に比べて追加的に発生する経費（消費税及び地方消費税相当額、官公署に支払う費用等、サービスの提供の対価に該当しない経費を除く。）	1 融資先につき、上限100万円のうち都が必要と認めた額	1 融資先につき、補助対象経費の2分の1